

田村の子育て応援します！

●保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000

児童手当

- 児童手当とは
子育てをする保護者に支給される手当です。出生や転入・転出があったら、忘れずに手続きをしましょう。
- 受給額

児童の年齢	児童手当（1人あたりの月額）
3歳未満	15,000 円
3歳～小学生	10,000 円（第3子以降は 15,000 円）
中学生	10,000 円

※所得が限度額以上の場合、特例給付（児童1人当たり月額一律 5,000 円）が支給されます。

- 手続き
こども未来課または各行政局市民課で、認定請求書の提出が必要です。その際、次のものをお持ちください。
 - 健康保険証 ■ 印鑑
 - 手当の振り込みを希望する通帳（請求者名義）
 - マイナンバーがわかる書類
 - 本人確認書類（免許証、保険証等）
- 受給時期
年3回：6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月分）
- 現況届
毎年6月1日時点の受給資格を届け出る必要があります。提出がない場合は、6月分以降の手当を受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

特別児童扶養手当

- 受給対象者
身体または精神に中度または重度の障がいがある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方
- 対象児童
身体または精神に中度または重度の障がいがある 20歳未満の児童
- 手当が支給されない場合
 - 手当を受けようとする方や対象になる児童が日本に住所を有しない場合
 - 児童が障がい児入所施設などの施設に入所している場合
 - 児童が障がいを理由に公的年金を受けることができる場合
- 手当を受けるための手続き
こども未来課または各行政局市民課で認定請求の手続きをしてください。手続きには次のものが必要です。
 - 診断書 ■ 印鑑
 - 手当の振り込みを希望する通帳（請求者名義）
 - マイナンバーが確認できる書類
 - 本人確認書類（免許証、保険証等）
- 手当の額（児童1人につき。平成31年4月1日現在）
 - 1級に該当する児童…月額 52,200 円
 - 2級に該当する児童…月額 34,770 円
- 支給時期
年3回：4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（8～11月分）

児童扶養手当

- 受給対象者
父母が離婚、父または母が死亡、父または母が政令で定める障がいの状態にある児童、未婚の母の子など、父または母と生計を同じくしていない児童を育てているひとり親家庭の父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方
- 対象児童
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- 手当が支給されない場合
 - 手当を受けようとする方や対象になる児童が日本に住所を有しない
 - 手当を受けようとする方、もしくは対象となる児童が、手当額以上の公的年金等の給付を受けることができる
 - 対象になる児童が父または母の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）に養育されている など
- 手続き
こども未来課または各行政局市民課で認定請求の手続きをしてください。手続きには次のものが必要です。
 - 手当の振り込みを希望する通帳（請求者名義）
 - 印鑑 ■ 年金手帳 ■ 保険証
 - マイナンバーがわかる書類 ■ 戸籍謄本
- 手当の額
 - 児童が1人の場合
全部支給…月額 42,910 円
一部支給…月額 10,120 ～ 42,900 円
 - 加算額
2人目…月額 5,070 ～ 10,130 円
3人目以降…1人につき月額 3,040 ～ 6,070 円
- 支給時期
8月の支給までは4カ月に1回支給されますが、今年11月以降は2カ月に1回、奇数月に支給されるようになります。
 - 8月まで…4月（12～3月分）、8月（4～7月分）
 - 11月以降…11月（8～10月分）、1月（11～12月分）、3月（1～2月分）
- 所得制限限度額
受給資格者本人および生計を同じくする扶養義務者等の所得額が次の限度額以上である場合は、手当の支給が停止されます。（平成31年4月1日現在）

扶養親族等の数	受給資格者		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

※扶養義務者等とは、受給資格者本人と生計を同じくする直系血族および兄弟姉妹等をいいます。



「田村市子育て応援にこたむ」
子育て支援アプリがスタート！

●保健福祉部 保健課 ☎81-2271

子どもの成長記録を保存もちろん写真も！

市のホームページと簡単にリンク

乳幼児健診や子育てイベントのお知らせをお届け！

できたよ記念日
まねして〇（まる）を書く
生後2年4か月13日

子育て支援アプリの画面イメージ

離れた暮らし家族とも情報共有

妊娠から出産、育児までアプリでサポート

予防接種の適切な日を自動表示

利用料無料！

QRコードからダウンロード▲

子育て応援券

- 子育て応援券とは
2歳までの子ども保護者に、市内の応援券取扱店で利用できる商品券（＝子育て応援券）が支給されます。
- 受給内容
 - 第1子、第2子の場合
出生時に………30,000 円分の応援券
1歳の誕生日に…30,000 円分の応援券
 - 第3子以降の場合
出生時に………30,000 円分の応援券
1歳の誕生日に…30,000 円分の応援券
2歳の誕生日に…100,000 円分の応援券
- ※応援券は申請日（誕生日）の翌月に送付されます。
- 受給対象者
平成30年4月1日以降に誕生し、受給時に田村市に住民登録のあるお子さんと同居する保護者

結婚新生活支援補助金

- 結婚新生活支援補助金とは
平成31年4月1日から平成32年3月31日までに婚姻届を提出した夫婦（採択要件あり）に対し、住宅取得費用、賃料、敷金、礼金、引っ越し費用など最大で30万円支給されます。
- 受給対象者
 - 住居が田村市にあり、当該住居に世帯全員の住民登録がされている方
 - 平成31年度の夫婦の合計所得を合算した額が340万円未満の方
 - 婚姻日に夫婦ともに34歳以下の方
 - 市税の滞納がない方
- ※他にも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

子育て支援奨励金

- 子育て支援奨励金とは
子どもを在宅で養育している保護者に、教材費などの購入費用として奨励金が支給されます。
- 受給対象者
保育所、こども園、託児所、幼稚園などに通っていない3～5歳の児童を、在宅で養育している保護者
- 受給額
児童1人につき月額 5,000 円
- 受給時期
8月、12月、4月
- 手続き
こども未来課または各行政局市民課に申請書を提出してください。その際は、降り込みを希望する口座の通帳、印鑑が必要です。

家庭児童相談員への相談

- すべての子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、家庭児童相談員がご家庭やお子さんが抱えている問題の相談に応じます。お子さんに関する相談がありましたら、自分ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。
- 相談内容
 - 子どものしつけや生活習慣について
 - 子どもの発育や心身機能上の障がいについて
 - 子どもの学校生活や非行・問題行動について
 - 児童虐待や家族関係について など
- 相談方法 電話、来所、訪問により相談に応じます。
- 相談窓口 こども未来課 子育て応援係 ☎82-1000
- 相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前10時30分～午後5時15分

23

Tamura April.2019

Tamura

22